

平成 21 年 4 月 27 日

全国電機商業組合連合会 会長

日本百貨店協会 会長

日本チェーンストア協会 会長

社団法人 日本ドウ・イット・ユアセルフ協会 会長

社団法人 全国スーパーマーケット協会 理事長

主要大規模小売業者 代表者

あて（各通）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の再使用（リユース）について

今般、一部の小売業者が、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を、有償又は無償で譲渡することなく、料金を支払って製造業者以外の者に引き渡していたことが、経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し、家電リサイクル法第 16 条第 1 項の規定に基づく勧告を行いました。

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償又は無償で譲渡する場合を除き、家電リサイクル法第 10 条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すこととされており、小売業者が排出者から無償で（料金を徴収せず）引き取った場合であっても、収集運搬料金、手数料、仲介料等費用の名目に依らず、料金を支払って製造業者以外の者に引き渡すことは、家電リサイクル法第 10 条に抵触します。

経済産業省及び当省では、今後、類似事案の発生を防止するため、引き続き家電

リサイクル法の規定に基づく立入検査等を適時適切に実施する所存ですが、貴会〔貴社〕におかれましても、上記趣旨の徹底について貴会傘下会員〔貴社内〕に対し周知方お願いします。

また、小売業者が引き取った排出家電の適正な引渡しの徹底等に向けて、リサイクルされるべきものとリユース品として扱うことが適当なものに適正に仕分ける基準の作成を支援するため、昨年9月に、産業構造審議会・中央環境審議会合同会合※において、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（別添参照）を取りまとめ・公表したところですが、小売業者においては、同報告書の別添「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえつつ、適切なリユース・リサイクル仕分け基準を作成した上で、これを適切に運用していくことが期待されますので、併せて周知方お願いします。

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会 合同会合